令和 4 年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業 (電気用品安全法の製品安全性等調査確認)

報告書別冊

他国の電気主要製品の規制に関する動向調査

2023年3月

March, 2023

一般財団法人電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY&ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

目次

I.		ポータ	ス ブル電源の流通、規制等の現状	1
	1.	. 市場流	ti	1
	2.	.規制と	: 事故の状況	3
		(1)	日本	3
		(2)	米国	6
		(3)	欧州	7
II.		ポータ	マ ブル電源の構造、安全確保の実態	12
	1.	. ポータ	マ ブル電源の構造	12
		(1)	製品の形状	12
		(2)	ポータブル電源の構造例	13
		(3)	充電方式	14
		(4)	ポータブル電源に用いられる蓄電池	14
		(5)	ポータブル電源の用途	16
		(6)	交流出力	17
		(7)	直流出力	21
		(8)	その他	21
	2.	.安全確	雀保の状況	23
		(1)	ポータブル電源	23
		(2)	リチウムイオン蓄電池	24
ΙI	Ι.	安全確	雀保の必要性	25
	1.	. 事故事	■例の検討	25
		(1)	出力端子から逆充電	25
		(2)	電池セルの内部短絡	25
		(3)	分解・誤組立	26
		(4)	水気の浸入が疑われるもの	26
		(5)	電池セルが異常発熱したもの	26
	2	リスク	フシナリオの検討	26

はじめに

リチウムイオン蓄電池を搭載するとともに交流 100 ボルト程度を出力するポータブル電源は、近年、災害時やアウトドアで家電の利用やスマートフォンなどの充電が可能な手段として消費者に浸透している。一方で、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下、「NITE」という。)に寄せられた消費生活用製品安全法令に基づく情報(重大・非重大製品事故情報)によれば、ポータブル電源の使用による事故(全て火災)が増加傾向にある。

ポータブル電源は、現在、電気用品安全法の規制対象外であるが、大容量のリチウムイオン蓄電池を搭載していること等に鑑みれば、一定の電気的リスク(火災・感電等)が存在する。

このため、本事業においては、ポータブル電源の流通、各国での規制や事故の状況、 市場に流通しているポータブル電源の構造や安全確保の実態を調査するとともに、ポータブル電源の製品事故や製品の特徴からリスクシナリオの案を作成した。

なお、調査においては Web 上の情報、文献による情報のほか、インターネットサイト上でポータブル電源として販売されているものの調査 (以下、「Web 調査」という。)及び取扱事業者にヒアリング形式で調査(以下、「ヒアリング調査」という。)を行った。

I. ポータブル電源の流通、規制等の現状

1. 市場流通状況

QY Research 株式会社 (以下、「QY リサーチ社」という。)」の調査レポート「Global Portable Power Supply (Above 100000mAh) Market Report, History and Forecast 2017-2028」「によれば、ポータブル電源の 2022 年の国内出荷台数は 1,151 千台と推定されており、図 I-1 のとおり年々増加していくと想定されている。また、図 I-2 のとおり、世界的にも同様の傾向にあって、特に北米及びアジア地域に多く出荷される想定となっている。

販売事業者に対するヒアリング調査でも、近年の実績は右肩上がりで伸びていて、 当面の間拡大するのではないかという声が確認された。

1 "Above 100000 mAh" とは、ポータブル電源に搭載しているリチウムイオン蓄電池のセルの容量の合計が 100,000 mAh を超えるものを意味する。

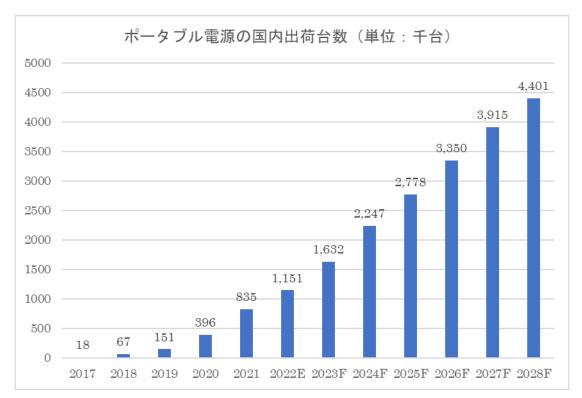


図 I-1 : ポータブル電源の国内出荷実績と推定²

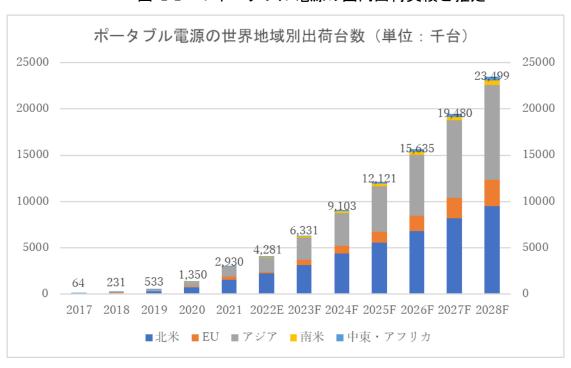


図 I-2 : ポータブル電源の世界地域別出荷実績と推定

 $^{^2}$ QY リサーチ社調べ。出荷台数は暦年による。2022 年までの数字は、QY リサーチ社による主要メーカー(海外を含む 14 社(個社名はIV 3. を参照))に対するインタビューが行われ出荷台数が推定されたもの。2023 年以降の出荷台数は企業別の出荷台数の積み上げでなく、市場全体の予測に基づき QY リサーチ社により推定されたもの。

2. 規制と事故の状況

(1) 日本

a. 規制の状況

電気用品安全法では、ポータブル電源に相当する電気用品名が政令で指定されていないことから、ポータブル電源そのものは規制の対象ではない。ただし、ポータブル電源を充電するための AC アダプタは、特定電気用品の「直流電源装置」に該当する。

b. 適用規格

ポータブル電源を明確に対象とした規格は調査の範囲では見当たらなかった。

なお、日本産業規格 JIS C4412(低圧蓄電システムの安全要求事項)では、低圧蓄電システムの一部について「ポータブル電源」という用語を用いることがある旨の記述があるが、原案作成団体である日本電機工業会によれば、この規格で扱う低圧蓄電システムは、通常、低圧系統に接続して使用されるものであって、系統から切り離して屋外で使用するようなポータブル電源に適用することは意図していないとのことだった。

3.1 低圧蓄電システム

半導体電力変換装置、スイッチ及び蓄電池を組み合わせ、設置する設備に停電が発生したときに負荷機器に数時間程度電力供給するバックアップ用、ピークカット・ピークシフト(充電した電力をピーク時に用いるもの)用、仮想発電所(VPP用)、デマンドレスポンス用を目的とする電源装置

- 注釈 1 <u>蓄電システムの用途、容量によって、"バックアップ電源"、"ポータブ</u>ル電源"などの用語を用いることもある。
- 注釈2 用いる蓄電池には、制御弁式鉛蓄電池、リチウム二次電池などがある。
- 注釈3 蓄電池は、蓄電システムに内蔵する場合も、蓄電池を半導体電力変換装 置とは別のきょう体として直流リンクを介して接続する場合もある。

c. 事故の状況

NITE に寄せられた消費生活用製品安全法令に基づく情報によれば、重大製品事故として消費生活用製品安全法第 35 条に基づき消費者庁に報告された事故の発生状況は図 I-3 のとおりであり、年々増加の傾向である。

事故の内容は全て火災であり、製品そのものが焼損したほか、周囲の汚損、焼損 といった被害が生じている。なお、人的被害は軽症1人であり死亡、重症、後遺障 害といった被害はなかった。

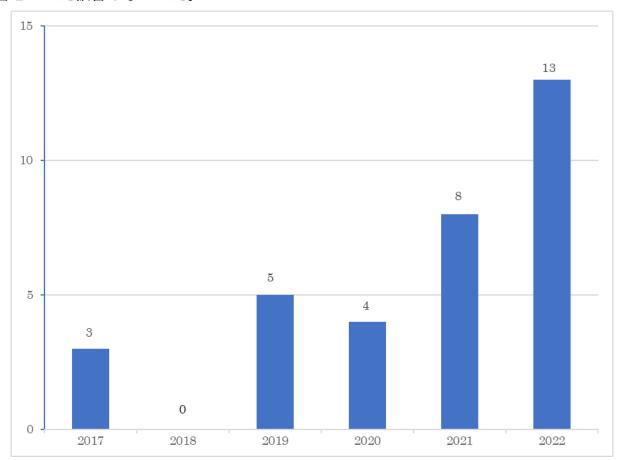


図 I-3 : 重大製品事故の件数 3の推移

重大製品事故以外の事故として取り扱われた事故 4は図 I-4 のとおりであり、こちらも事故の通知内容は全て火災であり、製品そのものの焼損といった被害が生じ

³ 事故件数の集計は保安ネットから 2023 年 3 月 1 日現在のデータで集計。事故発生日を基準として年毎に集計した。

 $^{^4}$ 消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について(平成 $23 \cdot 03 \cdot 03$ 商局第 1 号)により NITE へ情報提供があったものであって、重大製品事故として取り扱われたものを除く。

ている。事故の原因については、電池セルの異常発熱やバッテリーの内部短絡による異常発熱が想定されているが、いずれも原因の特定には至っていない。

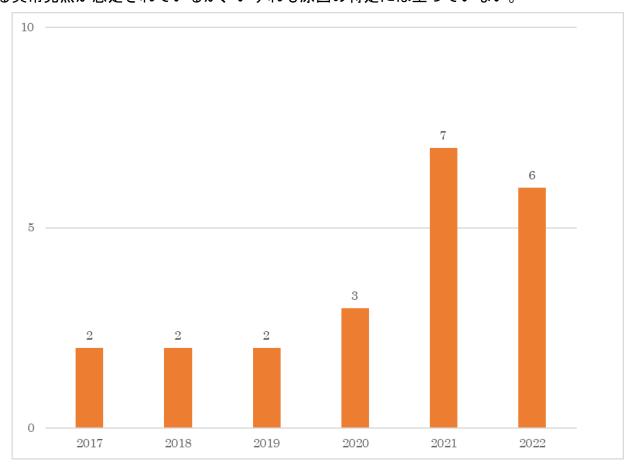


図 I-4 : 重大製品事故以外の事故件数³の推移

重大製品事故とそれ以外の事故の合計件数は図 I-5 に示すとおり。

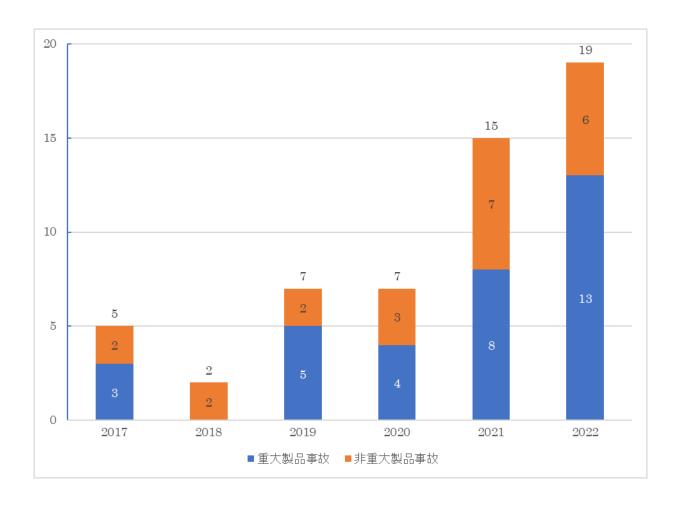


図 I-5 : 重大製品事故とそれ以外の事故の合計件数の推移 3,4

(2) 米国

a. 規制の状況

米国連邦政府は国としての安全認証制度を制定しておらず、ポータブル電源を販売するにあたって何らかの安全認証を受けなければならないといった規制はない。アメリカの製造物責任法の下では、消費者、ユーザー等が、欠陥のある製品によって怪我をした場合、製造業者またはサプライチェーンの何れかが責任を問われる可能性があり、一般消者向けの電気製品には、小売業者が納入企業に対して、NRTL5マーク貼付製品を購買条件にいれている場合が多くある。結果として、連邦法には国レベルの製品安全認証制度は存在しないものの、NRTL認証がアメリカでは実質的な認証プログラムとして定着している。

⁵ NRTL (National Recognized Testing Laboratories:米国国家認証試験機関)は、OSHA (Occupational Safety and Health Administration:米国労働安全衛生局)が認定した民間の試験機関(現在18の機関が認定されている)のことで、製品の安全性に対する様々な試験を実施・認証を行うことを認められた機関のことをいう。

b. 適用規格

ポータブル電源の適用規格は UL2743 (Standard for Portable Power Packs) があり、この規格を使って Underwriters Laboratories(UL)による認証サービスが提供されており、2022 年 9 月 15 日現在 9 社が認証を取得している。なお、当該規格は米国規格協会 (ANSI)、カナダ規格協会 (CSA) にも採用され、米国及びカナダでの相互認証がなされている。

c. 事故の状況

消費者製品安全委員会(CPSC: Consumer Products Safety Commission)の米 国内のリコール情報ページ 6において「Batteries and Chargers」のカテゴリで 2017 年1月1日から 2022 年 9 月 15 日の間の情報(58 件)を確認したが、ポータブル 電源に該当する情報はなかった。

(3) 欧州

a. 規制の状況

(a) 低電圧指令

低電圧指令(LVD:Low Voltage Directive)は、交流 50~1000V あるいは直流 75~1500V の範囲で使用するように設計された電気機器は、防爆機器や医療用 の電気機器などの除外品目を除いて対象としている。ポータブル電源は交流電源 に直接接続されるもの、AC アダプタを用いて接続されるものに関係なく、いずれも商用電源に接続される機械器具とみなされることから、全体として低電圧指令の適用を受ける。

(b) EMC 指令

EMC 指令は、電気・電子部品を含む機器であれば、除外品目や他の特定指令の対象となるもの、本質的に無害な装置以外は全て対象となるため、ポータブル電源は EMC 指令の適用を受ける。

b. 適用規格

(a) 低電圧指令

調査の範囲では、低電圧指令で採用されている整合規格には、ポータブル電源に限った規格はないと考えられる。欧州電源機器製造業協会(EUROPEAN POWER SUPPLIES MANUFACTURERS'ASSOCIATION)による電源機器のCE マークガイド(CE MARKING GUIDANCE FOR POWER SUPPLIES (Second Edition,9th July 2018))によれば、CE マーキングに対しては、EN62368-1 (Audio/video, information and communication technology equipment-Part 1: Safety requirements)をはじめとした表 I-1 に掲げる規格がリストされている。これら整合規格が複数ある場合には、最も製品の用途に見合った規格を適用することが原則となる。

⁶ https://www.cpsc.gov/Recalls

後述する欧州域内での事故事例の報告でも、適用するべき規格として EN 62368-1、EN 62040-1 (無停電電源装置(UPS)の安全規格) 及び EN 60950-1 (情報技術機器の安全規格) が挙げられていること及びヒアリング調査の結果から、ポータブル電源の安全規格として IEC62368-1 を適用しているという回答が複数あったことから、欧州域内では整合規格である EN62368-1 が適用されているものと推定される。

(b) EMC 指令

電源機器の CE マークガイドによれば、共通イミュニティ・エミッション規格である IEC61000-6 シリーズのほか、マルチメディア機器のエミッション規格である CISPR32 等の整合規格として、EN61000-6、EN55032 等の規格がリストされている。EMC 指令への適合性を確認するためには、EN61000-6 シリーズを適用することが妥当と考えられるが、低電圧指令による適用規格としてEN62368-1 を適用している場合には、マルチメディア機器を対象としているEN55032 を適用することもできると考えられる。

表 I-1 電源機器に適用される整合規格リスト

Directive	Harmonized	Title	Comments
	standards		
2014/35/EU (LVD)	EN 60950-1	Information technology equipment - Safety - Part 1: General requirements	Valid up to 19/12/2020 and replaced by EN 62368-1
	EN 62368-1	Audio/video, information and communication technology equipment- Part 1: Safety requirements	Replaces EN 60950-1 from 19/06/2019 (see note 1)
	EN 62477-1	Safety requirements for Power electronic converter systems and equipment- Part 1: General	
	EN 61204-7	Low voltage power supplies, d.c. output Part 7: Safety requirements	
	EN 61010-1	Safety requirements for electrical equipment for measurement, control, and laboratory use - Part 1: General requirements	
	EN 61010-2-201	Safety requirements for electrical equipment for measurement, control, and laboratory use - Part 2-201: Particular requirements for control equipment	
	EN 61558-2-16	Safety of transformers, reactors, power supply units and similar products for supply voltages up to 1 100 V - Part 2-16: Particular requirements and tests for switch mode power supply units and transformers for switch mode power supply units	
2014/30/EU (EMC)	EN 61000-6-1	Electromagnetic compatibility (EMC) - Part 6-1: Generic standards - Immunity standard for residential, commercial and light-industrial environments	
	EN 61000-6-2	Electromagnetic compatibility (EMC) - Part 6-2: Generic standards - Immunity standard for industrial environments	
	EN 61000-6-3	Electromagnetic compatibility (EMC) - Part 6-3: Generic standards - Emission standard for residential, commercial and light-industrial environments	
	EN 61000-6-4	Electromagnetic compatibility (EMC) - Part 6-4: Generic standards - Emission standard for industrial environments	
	EN 55032	Electromagnetic compatibility of multimedia equipment - Emission Requirements	Replaced EN 55022 since 05/03/2017

EN 55011	Industrial, scientific and medical equipment - Radio-frequency disturbance characteristics - Limits and methods of measurement	
EN 61204-3	Low voltage power supplies, d.c. output- Part 3: Electromagnetic compatibility (EMC) ¹	※EN 61204-3 は 2016 年版以降表題"が Low-voltage switch mode power supplies Electromagnetic compatibility (EMC)となった

Note 1. Date postponed to 20/12/2020 by CENELEC, still in adoption process by EU commission The standard considered for CE Mark must be in correlation with the end-application of the power.

CE MARKING GUIDANCE FOR POWER SUPPLIES(Second Edition,9th July 2018)より該当部分を抜粋

c. 事故の状況

欧州委員会が提供している緊急警告システム(RAPEX: Rapid Exchange Information System for the Rapid Alert System)の情報 ⁸では 2022 年 9 月 15 日現在、感電事故 1 件の登録があった。(図 I-6 参照)

当該製品には CE マークが付されているが、「低電圧指令の要件にも、欧州規格 EN 62040-1 (無停電電源装置(UPS)の安全規格)、EN 60950-1 (情報技術機器の安全規格) 及び EN 62368-1 (オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器の安全規格) のいずれにも適合していない」旨の記述があった。事故概要として「一次回路と二次回路との絶縁距離が適切でないことにより可触充電部による感電が生じた」という情報があった。商用電源に接続して使用されるポータブル電源は、機器内部での絶縁距離不足があれば感電のおそれがあるが、具体的にどの部分の絶縁距離が不足しているか等の情報はなく詳細については不明である。



図 I-6 RAPEX による事故情報

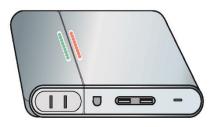
_

⁸ https://ec.europa.eu/safety-gate-alerts/screen/webReport

- II. ポータブル電源の構造、安全確保の実態
- 1. ポータブル電源の構造
- (1) 製品の形状

リチウムイオン蓄電池を搭載するとともに交流 100 ボルト程度を出力する、いわゆるポータブル電源として販売されている製品は、その形状によって以下のように大別される。

①モバイルバッテリータイプ



②ポータブルタイプ



③据置タイプ



ヒアリング調査の結果、リチウムイオン蓄電池を搭載して交流 100 ボルト程度の 出力があれば、上記①~③のいずれもポータブル電源と称している事業者がいるー 方で、①、③についてはポータブル電源と称していない事業者もあり、ポータブル 電源を取扱う事業者間の認識に違いがある。

(2) ポータブル電源の構造例

ポータブル電源の構造の例は、図 II-1 のとおり。

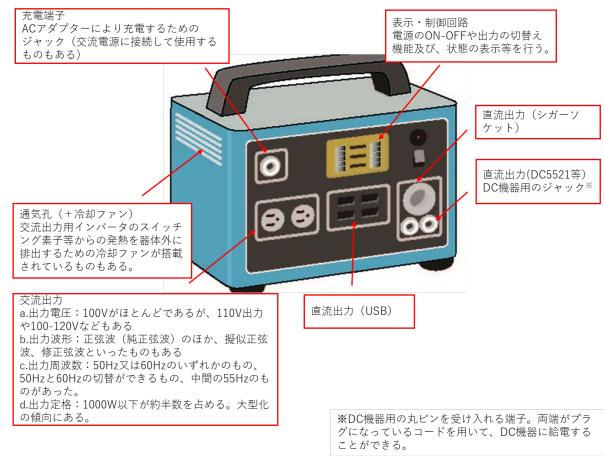


図 II-1 ポータブル電源の構造例

ポータブル電源のブロック図の例は、図 II-2 のとおり。

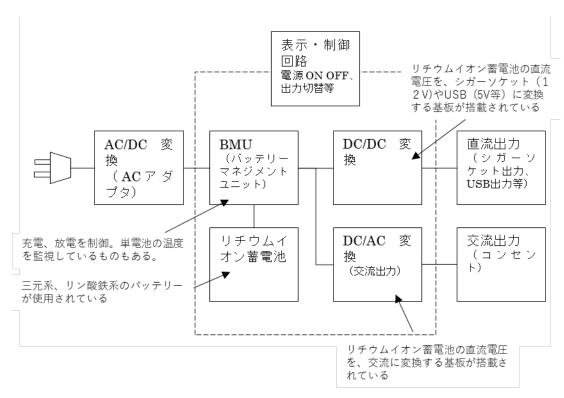


図 II-2 ポータブル電源のブロック図の例

(3) 充電方式

Web 調査の結果、ポータブル電源を充電する手段は、図 II-3 のとおり。①交流電源から充電するための AC 入力、②AC アダプタ(直流電源装置)又は自動車用バッテリーから充電するための DC 入力、③太陽電池パネルから充電するための DC 入力といったものがあり、複数の手段を持つものも存在する。

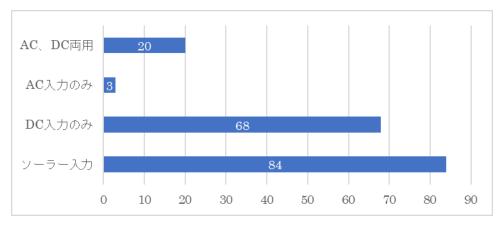


図 II-3 充電方式(Web 調査)

(4) ポータブル電源に用いられる蓄電池

a. 蓄電池の種類

Web 調査を行ったポータブル電源に搭載される蓄電池は、図 II-4 に示すとおり。 種類の説明がないものを除き、全てリチウムイオン蓄電池であった。リチウムイオ ン蓄電池の種類としては、リン酸鉄系、三元系のものが使用されており、それ以外 のマンガン系、コバルト系等を使用しているという説明がある製品はなかった。

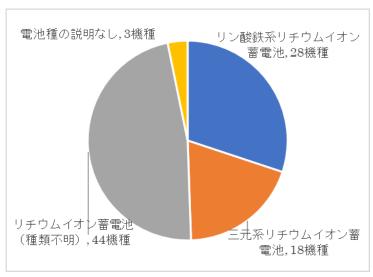


図 II-4 蓄電池の種類 (Web 調査)

なお、ヒアリング調査において複数の事業者から、ポータブル電源に搭載するバッテリーは、三元系 ⁹のリチウムイオン蓄電池から、リン酸鉄系 ¹⁰のリチウムイオン蓄電池に移行しつつあることの回答があった。

b. 体積エネルギー密度

Web 調査の範囲では、ポータブル電源に搭載されているリチウムイオン蓄電池の体積エネルギー密度を公開しているものはなかった。

ヒアリング調査での回答では、三元系のリチウムイオン蓄電池を使用したものは 400Wh/lを超えるとの回答がほとんどであった。一方、リン酸鉄系のリチウムイオン蓄電池については、400Wh/l未満との回答であった。

c. リチウムイオン蓄電池の容量(Wh)

搭載するリチウムイオン蓄電池の容量の分布は図 II-5 に示すとおり。Web 調査の対象とした全てのポータブル電源に容量として Wh 単位の表示があった。販売ページや取扱説明書等の記載から搭載されているリチウムイオン蓄電池の容量と判断されるが、一部には単に「容量」とのみ記載されているものがあり、リチウムイ

⁹ 正極材料に、ニッケル、マンガン、コバルトを用いたもの。頭文字をとって NMC と表記されることもある。

¹⁰ 正極材料に、リン酸鉄を用いたもの。リチウム、鉄、リンの頭文字をとって LiFePo4 と表記されることもある。

オン蓄電池の容量を意味するかは判断できないものがあった。

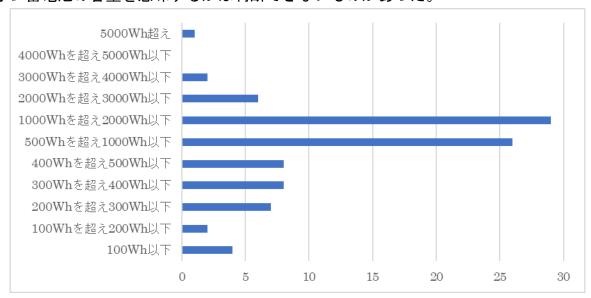


図 II-5 ポータブル電源の蓄電池の容量(Web調査)

リチウムイオン蓄電池の容量は、1000Wh を超え 2000Wh 以下の範囲が多く、次いで 500Wh を超え 1000Wh の範囲が多かった。調査の範囲では最大容量は 5120Wh であり、製品重量も 76kg と大きなものになる。当該製品の交流出力は最大 2000W (一般的な電気ストーブ 2 台分程度) であることから、最大の負荷を接続しても約 2 時間 30 分程度の運転が可能 11である。

また、最小容量は約 40Wh 程度のものであり、製品重量は 0.6kg ということもあって、モバイルバッテリーより少し大きい程度のものである。当該製品の交流出力は最大 65W であることから、電気ストーブや電気カーペットといった電熱器具用途というよりも、AC アダプタで駆動するノートパソコン等の充電用途と考えられる。

(5) ポータブル電源の用途

ポータブル電源は、災害による停電時や、キャンプなどアウトドア環境において、家庭用の電気機器を利用したり、スマートフォン等の電子機器の充電に使用することを用途とするものが大半だった。また、ヒアリング調査の結果、事業参入の動機の多くは東日本大震災や令和元年に発生した台風 19 号による災害等による停電への対応が挙げられた。また、コロナ禍におけるアウトドアブームの高まりを第2の理由に挙げる事業者もいた。このため、今後、容量は大きくなる見通しを示す事業者が多かった。

¹¹ 実際には、交流用インバータの損失やリチウムイオン蓄電池の劣化等によって値が異なる可能性がある。

(6) 交流出力

a. 出力電圧

ポータブル電源の出力電圧は、図 II-6 に示すとおり。多くは 100V であるが、日本の標準電圧ではない 110V 出力のものや、100-110V、100-120V といった出力電圧に幅を持たせた表記の製品があることが Web 調査の結果判明した。



図 II-6 ポータブル電源の交流出力(Web 調査)

b. 出力波形

交流出力波形については、図 II-7 に示すとおり商用電源で出力される正弦波(純正弦波)と同じ出力ができる機器がある一方で、正弦波以外の波形(擬似正弦波、修正弦波 12)の出力がなされるものがあることが、Web 調査によりわかった。正弦波以外の歪みの大きい出力波形の電源に負荷となる電気製品を接続した場合には、例えば、内部の電子回路の破損等の不具合が生じることが懸念される。

ポータブル電源から出力される正弦波の例は、図 II-8 の上段のとおりであり、 商用電源から出力される中段の波形と比較して大きな違いはない。擬似正弦波、修 正弦波の出力がどのような波形であるか、製品を紹介する Web ページ等に波形の 図示といった具体的な説明はなかったが、矩形波(下段の図)に近い波形であるも のと想定される。

^{12 &}quot;修正正弦波"と思われるが、Web での商品説明の表記のまま記載した。

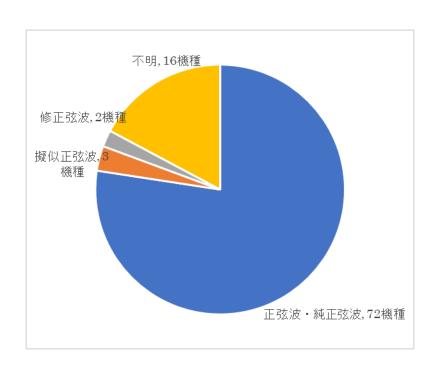


図 II-7 ポータブル電源の交流出力波形 (Web 調査)

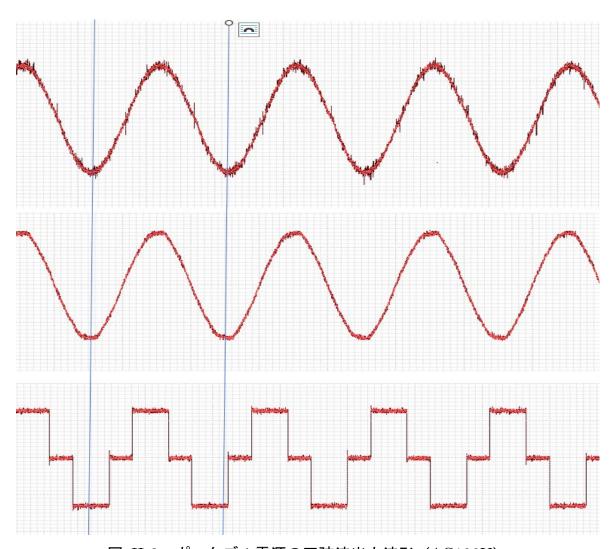


図 II-8 ポータブル電源の正弦波出力波形 (AC100V)

c. 出力周波数

Web 調査の結果、出力周波数は、50Hz、60Hz 専用又は、50 \angle 60Hz 両用のものが多数を占めたが、1機種だけ 55Hz のものがあった。一部の電気製品(例えば、電子レンジや、換気扇、照明器具等)には、50Hz 又は 60Hz 専用の製品もあり、ポータブル電源が出力する周波数が不一致となる場合には、発熱や消費電力の増加、動作不具合といった支障が起こる可能性がある。

d. 交流出力定格(W)

Web 調査の結果、交流出力定格は図 II-9 に示すように分布している。交流出力 定格が大きければ、それだけ消費電力の大きい電気製品を使用できることになるが、 出力できる時間は(4) c. で述べた搭載電池の容量(Wh)により決まることになる。

ヒアリング調査においては、搭載電池の大型化が進んでいるということもあって、 交流出力定格についても大きくなっていくものと考えられるとの声があった。



図 II-9 出力容量(交流)の分布

(7) 直流出力

直流出力の種類は、図 II-10 に示すとおり。Web 調査の対象となったほとんどの機種に USB ポートが搭載されているほか、シガーソケットを有するものも多い。なお、直流出力がないものが 3 機種あった。

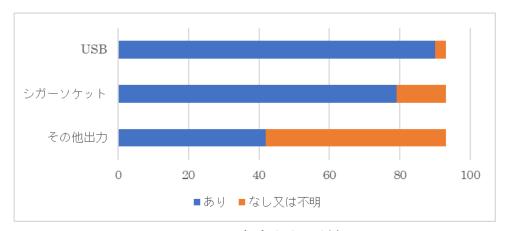


図 II-10 直流出力の種類

その他の出力としてはDCジャック(DC5525、5521)や、アンダーソン 端子、XT60端子等がある。

一般的に、DCジャックは負荷側に使用されるものであり、ACアダプタの出力プラグとの誤接続が懸念され、回路構成によっては搭載しているリチウムイオン蓄電池に直接電圧が加わることで過充電による発火等の危険が生じる恐れがある。特に、ポータブル電源の充電にACアダプタを使用する製品であって、入力側と出力側に同一形状のDCジャックを使用している場合には、そのリスクは高くなることから出力側にはDCジャックを使用しない、誤接続があっても搭載しているリチウムイオン蓄電池に過充電されないような措置を講じるなどの対応が必要と考えられる。

(8) その他

a. 増設バッテリー

Web 調査の結果、ポータブル電源の電池容量を増加させるための増設バッテリーの流通があることを確認した。増設バッテリーの機能は、①対応するポータブル電源と組み合わせて使用する以外に、単体で USB 出力やシガーソケット出力といった直流出力ができるもの、②対応するポータブル電源への入出力ポートのみを有し、単体での使用を意図してないものの2つに大別される。

b. 屋外使用への対応

ポータブル電源は、キャンプなどアウトドア環境において使用されることがあり える。一般に、アウトドア環境では、雨等により水気が機器内に浸入するリスクが あるところ、Web 調査の範囲では、例えば出力端子のカバー(フタ)を設けるなどといった水気の浸入に対する保護がないものが存在することを確認した。

ヒアリング調査でなぜ水気の浸入に対する保護がないのかという点を質問したところ、ポータブル電源の構造的にリチウムイオン蓄電池やインバータ回路等を冷却するための外気を取り入れるスリットがあったり、冷却ファンにより排熱する開口部を設けてあることなどから、出力端子カバーを設けることができても、製品全体に水気の浸入に対する保護を施すことができない旨の回答が複数あった。

なお、取扱説明書について数機種を確認したところ、"防塵、防水仕様ではない" ことや、"ほこりや水、海水等がかからないように注意する"、"製品本体を水に浸し たり、濡れた状態で使用しない"といった注意書きがあった。

c. その他機能

Web 調査の対象とした機器の範囲では、ポータブル電源以外の機能として LED ライトを有する機種があった。ほか、市場においては自動車スターターの機能を有する機種があることが判った。

2. 安全確保の状況

(1) ポータブル電源

ヒアリング調査の結果、自社規格を適用しているという回答のほか、公知の規格 を適用(一部のみの場合を含む)としては、表 II-1 に示す規格を適用している旨の 回答があった。

EN62368-1	Audio/video, information and communication technology		
	equipment- Part 1: Safety requirements		
IEC62368-1	Audio/video, information and communication technology		
	equipment - Part 1: Safety requirements		
IEC62040-1-1	Uninterruptible power systems (UPS) – Part 1-1: General		
	and safety requirements for UPS used in operator access		
	areas		
UL2743	Standard for Portable Power Packs		
UL1741	Inverters, Converters, Controllers and Interconnection		
	System Equipment for Use With Distributed Energy		
	Resources		
UL1778	Uninterruptible Power Systems		
別表第八	電気用品の技術上の基準を定める省令解釈別表第八 14		

表 II-1 ポータブル電源の適用規格(安全) ¹³

ポータブル電源の生産は海外が多く、ほとんどが中国で製造されていることがわかった。製品の企画・開発を自社で行う企業もあるが、輸入品の場合は、中国工場で開発された米国や欧州向けと共通のモデルに対して、表示の日本語対応や電圧の変更を行うほか、電気用品安全法の適用をうける直流電源装置等の部品については法規対応のものにするなど、グローバルモデルを日本向けにカスタマイズしたものが多いことが判った。

¹³ ヒアリング調査の回答では、規格番号及びタイトルが正確でないことがあったため、ヒアリング調査の結果から 2023 年 2 月現在の最新版を調査して記載した。

¹⁴ 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について(平成 25 年 7 月 1 日 20130605 商局第 3 号)

(2) リチウムイオン蓄電池

ヒアリング調査の結果、搭載するリチウムイオン蓄電池については、

表 II-2 に示す規格を適用している旨の回答があった。

表 II-2 リチウムイオン蓄電池の適用規格 13

IEC62133-2	Secondary cells and batteries containing alkaline or other				
	non-acid electrolytes - Safety requirements for portable				
	sealed secondary cells, and for batteries made from them,				
	for use in portable applications - Part 2: Lithium systems				
IEC62619	Secondary cells and batteries containing alkaline or other				
	non-acid electrolytes - Safety requirements for secondary				
	lithium cells and batteries, for use in industrial applications				
UL1642	Lithium Batteries				
UL2743	Standard for Portable Power Packs				
IEEE1725	IEEE Standard for Rechargeable Batteries for Mobile				
	Phones				
UN38.3	Recommendations on the Transport of Dangerous Goods				
	Manual of Test and Criteria				
別表第九	電気用品の技術上の基準を定める省令解釈別表第九(2022 年				
	12月28日改正前のもの)				
J62133-2	ポータブル機器用二次電池の安全性-第2部:リチウム二次				
	電池				
J62619	産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システムー				
	第2部:安全性要求事項				

ヒアリング調査の結果、特に電池セルの安全性を重要視している事業者が多く、 調達においては、規格適合品であること、認証取得を条件とすること、指定したセ ルメーカーのもののみを使用するといった対応のほか、品質管理のために電池セル 工場の監査を行えることを調達の条件としているという意見もあった。

III. 安全確保の必要性

1. 事故事例の検討

ポータブル電源の使用における事故は年々増加の傾向にある。NITE に重大製品事故として情報が寄せられた事故について、NITE における事故原因調査の内容から、事故原因(推定はできたが特定には至らず、不明となったものを含む。以下同じ。)別に類型化したものが、図 III-1 となる。

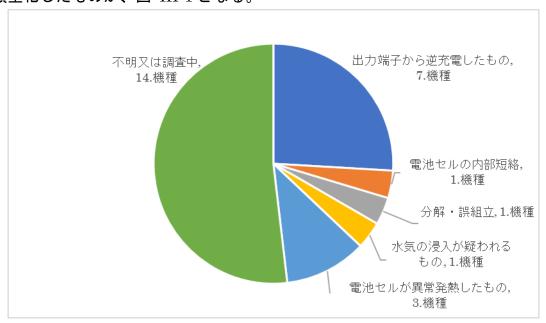


図 III-1 事故原因の類型(推定・特定に至らなかった事例を含む)

上記内容について、NITE と意見交換を行った結果から得た知見は以下のとおり。

(1) 出力端子から逆充電

ポータブル電源に設けられた DC 出力端子と、ポータブル電源を充電するための AC アダプタの接続器が同一形状であることから、誤接続されたことによる事故が 6件、また、オートバイのバッテリーに接続したことにより逆充電されたのではないかと疑われる事故が 1件あった。AC アダプタと DC 出力端子の形状を同一にしないこと、また、出力端子に給電されたとしても、搭載しているリチウムイオン蓄電池に逆充電されないような回路構成とすること等の対策が必要と考えられる。

なお、構造を確認した3機種についてテスターで確認した範囲では、シガーソケット出力や、DC5525出力端子から搭載しているリチウムイオン蓄電池への逆充電されるような構造ではなかった。

(2) 電池セルの内部短絡

電池セルの内部短絡が生じたと推定されるが、内部短絡に至った原因は不明である。

(3) 分解・誤組立

事業者がポータブル電源を分解し、誤組立により事故に至ったもの。一般的な事故ではないものと考えられる。

(4) 水気の浸入が疑われるもの

ペットの水やり用給水器の電源として使用され、当該製品とペットと水場が同一の空間に存在していることで、水気の浸入が疑われるもの。

(5) 電池セルが異常発熱したもの

電池セルが異常発熱したと推定されるものが3件あったが、異常発熱が生じた原因は不明である。

事故原因別の分類とは別に、事故の発生場所として車内での事故が 2 件発生しているが、自動車内での利用環境(高温環境、振動など)が事故に影響したかは不明である。

2. リスクシナリオの検討

これまでの調査で得た知見から、ポータブル電源固有のリスクを中心としたリスクシナリオの例を作成した。(表 III-1)

表 III-1 技術基準とポータブル電源のリスクシナリオ (例)

	14.6	b- ++ >#-	ポータブル電源の主なリ	主なリスク低減策
技術基準		スクシナリオ		
条	タイトル	条文	概略	概略
第二	安全原則	電気用品は、通常の使	通常動作で感電する、火災を	火災や火傷については、その
条		用状態において、人体	起こす又は火傷する。	リスクがないように温度を
第1項		に危害を及ぼし、又は		制限する。
		物件に損傷を与えるお		また、感電については、絶縁
		それがないよう設計さ		材料は高温になると絶縁性
		れるものとする。		能が劣化するため、例えば、
				絶縁材料の温度上限値以下
				で動作するようにするか、使
				用温度よりも温度上限値が
				高い絶縁材料を使用する。
			出力変動により、負荷機器が	出力変動が少ない設計にす
			安全に継続して運転できな	る。
			くなる。	

	技術	斯基準	ポータブル電源の主なリ	主なリスク低減策
			スクシナリオ	
条	タイトル	条文	概略	概略
第二	安全原則	電気用品は、当該電気	自動車やオートバイ用バッ	出力と入力の接続器の形状
条		用品の安全性を確保す	テリーと出力が接続され、バ 	を異なるものとして、間違っ
第2項		るために、形状が正し	ッテリーからポータブル電	て嵌合しないようにする。
		く設計され、組立てが	源に電流が逆流して内蔵す	
		良好で、かつ、動作が円	るリチウムイオン蓄電池が	
		滑であるものとする。	過充電になる。	
第三	安全機能を	電気用品は、前条の原	自動車やオートバイ用バッ	誤接続があっても内蔵する
条	有する設計	則を踏まえ、危険な状	テリーと出力が接続され、バ	リチウムイオン蓄電池が過
第1項	等	態の発生を防止すると	ッテリーからポータブル電	充電にならないように自動
		ともに、発生時におけ	源に電流が逆流して内蔵す	車用等の外部バッテリーか
		る被害を軽減する安全	るリチウムイオン蓄電池が	らポータブル電源に電流が
		機能を有するよう設計	過充電になる。	逆流しないように逆流防止
		されるものとする。		の機能を付ける。
			安全機能が動作せずに内部	安全機能(温度保護装置等)
			電池の入力電圧が過大にな	を取り付ける。
			り、電池が定格温度を超えて	
			高温になる。	
第三	安全機能を	電気用品は、前項の規	取扱説明書がなく、使用者が	注意事項に関する取扱説明
条	有する設計	定による措置のみによ	誤使用をして危険になる。	書を必須とする。
第2項	等	ってはその安全性の確		
		保が困難であると認め		
		られるときは、当該電		
		気用品の安全性を確保		
		するために必要な情報		
		及び使用上の注意につ		
		いて、当該電気用品又		
		はこれに付属する取扱		
		説明書等への表示又は		
		記載がされるものとす		
		る。		
第四	供用期間中	電気用品は、当該電気	安全機能が動作せずに内部	安全機能の信頼性評価を行
条	における安	用品に通常想定される	電池の入力電圧が過大にな	う。
	全機能の維	供用期間中,安全機能	り、電池が定格温度を超えて	
	持	が維持される構造であ	高温になる。	
		るものとする。		

	技術	斯基 準	ポータブル電源の主なリ	主なリスク低減策
			スクシナリオ	
条	タイトル	条文	概略	概略
第五	使用者及び	電気用品は、想定され	屋内の水気のある場所で使	水気のある場所で使用しな
条	使用場所を	る使用者及び使用され	用し、水が浸入して内部がシ	いこととする。
	考慮した安	る場所を考慮し、人体	ョートする。	
	全設計	に危害を及ぼし、又は	自動車内に放置されること	自動車内環境に耐えるよう
		物件に損傷を与えるお	で、回路及びセルの劣化が進	にする又は、自動車内に放置
		それがないように設計	み発火する。	しないことを取扱説明書に
		され、及び必要に応じ		記載する。
		て適切な表示をされて	機器を子供が使用してしま	子供の指が危険な部分に触
		いるものとする。	い、子供に感電や傷害等のリ	れない構造にする。及び親の
			スクが発生する。	監視を義務づける。
			屋外で使用又は放置し、機器	雨中使用を禁止する。
			の内部に雨水が浸入して絶	
			縁性が低下する	
第六	耐熱性等を	電気用品には、当該電	電池セル、モジュールの組	リチウムイオン蓄電池は、JIS
条	有する部品	気用品に通常想定され	立、品質不良により事故に至	C 62133-2 又は JIS C 8715-2 に
	及び材料の	る使用環境に応じた適	る。	適合したものを使用する。
	使用	切な耐熱性、絶縁性等		
		を有する部品及び材料		
		が使用されるものとす		
		る。		
第七	感電に対す	電気用品には、使用場	容易に取り外しができる部	感電保護となっている部分
条	る保護	│ │ 所の状況及び電圧に応	分が取り外れた状態になっ	は、容易に取り外せる構造に
第1号		│ │ じ,感電のおそれがな	ていることを確認せず機器	しない。又は容易に取り外せ
		 いように,次に掲げる	を電源に接続してしまい、危	る部分を取り外した状態で
		 措置が講じられるもの	険な充電部に触れる。	 危険な充電部が露出しない
		とする。		ようにする。
		一た一般な充電部への		
		人の接触を防ぐととも		
		に、必要に応じて、接近		
		に対しても適切に保護		
		すること。		
第 七	感電に対す	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 通常使用状態で外郭に触れ	 絶縁性能が高い材料を使用
条	る保護	に影響を及ぼさないよ	て感電する	し、漏洩電流を低くする。
第2号	- P1-H2	うに抑制されているこ	- 高湿度の環境で使用され、外	吸湿性の少ない材料をする
7,2.3		ا کی	郭等の絶縁性能が悪くなり、	など絶縁性能が高い材料を
		- °	チャ·ザワ/心縁 工形が、芯くなり、	なら心縁は肥が同い物科を

	技術	斯基準	ポータブル電源の主なリ	主なリスク低減策
			スクシナリオ	
条	タイトル	条文	概略	概略
			外郭に触れた人が感電する。	使用する。又は、材料の特性
				が不明な場合は、耐湿性能試
				験を適用する。
第八	絶縁性能の	電気用品は、通常の使	耐絶縁性能が十分でなく、外	耐電圧性能を維持する構造
条	保持	用状態において受ける	来の過電圧により絶縁性能	とする。
		おそれがある内外から	が破壊する。	
		の作用を考慮し、かつ、		
		使用場所の状況に応		
		じ、絶縁性能が保たれ		
		るものとする。		
第九	火災の危険	電気用品には、発火に	付属の充電用 AC アダプタ	充電用 AC アダプタの DC プ
条	源からの保	よって人体に危害を及	の DC プラグを本体の DC 出	ラグと本体の DC 出力端子を
	護	ぼし、又は物件に損傷	力端子に接続した際に、充電	別形状にして接続できない
		を与えるおそれがない	電流が逆流することで、リチ	ようにする。
		ように、発火する温度	ウムイオン電池セルが過充	保護装置で動作しないよう
		に達しない構造の採	電となり、異常発熱して出火	にする。
		用、難燃性の部品及び	する。	
		材料の使用その他の措	電池が内部短絡や過充電等	電池は規格適合品を使用す
		置が講じられるものと	の何らかの原因によって燃	る。
		する。	焼する。	
			多数の単セルのうち、一つの	類焼試験対策を施す。
			不良電池が燃焼し、他の電池	
			に類焼する。	
			電池が振動に耐えられず着	振動に強い電池を使う。
			火又は爆発してしまう。	
			ポータブル電源の近くにあ	防火用エンクロージャ及び
			る機器からの発火やろうそ	発火源の近くにおかないな
			くなどの火がポータブル電	どの表示を行う。
			源に引火し、ポータブル電源	
			が燃える。	
			AC 波形がおかしく、負荷機	AC 波形は正弦波とする。
			器が危険な動きをする。	
第十	火傷の防止	電気用品には、通常の	通常運転において高温部に	人が触れる部分は、火傷しな
条		使用状態において,人	触れて火傷する。	い温度にする。
		体に危害を及ぼすおそ		

	技術	析基準	ポータブル電源の主なリ	主なリスク低減策
			スクシナリオ	
条	タイトル	条文	概略	概略
		れがある温度とならな		
		いこと、発熱部が容易		
		に露出しないこと等の		
		火傷を防止するための		
		設計その他の措置が講		
		じられるものとする。		
第十	機械的危険	電気用品には、それ自	外郭等の人が触れる部分に	外郭にバリや鋭角な部分を
一条	源による危	体が有する不安定性に	鋭利な部分があり、触れてけ	作らない。
第1項	害の防止	よる転倒、可動部又は	がをする。	
		鋭利な角への接触等に		
		よって人体に危害を及		
		ぼし、又は物件に損傷		
		を与えるおそれがない		
		ように、適切な設計そ		
		の他の措置が講じられ		
		るものとする。		
第十	機械的危険	電気用品には、通常起	物があたるなど起こりえる	外郭に機械的強度をもたせ
一条	源による危	こり得る外部からの機	使用状態で外郭が破損する	る。
第2項	害の防止	械的作用によって生じ		
		る危険源によって人体		
		に危害を及ぼし、又は		
		物件に損傷を与えるお		
		それがないように, 必		
		要な強度を持つ設計そ		
		の他の措置が講じられ		
		るものとする。		
第十	化学的危険	電気用品は、当該電気	電池から電解液の漏れが発	液漏れしにくい構造である
二条	源による危	用品に含まれる化学物	生し、人が触れる。	とともに、液体漏れに対する
	害又は損傷	質が流出し、又は溶出		対処方法を使用者に伝える。
	の防止	することにより、人体		
		に危害を及ぼし、又は		
		物件に損傷を与えるお		
		それがないものとす		
		る。		
第十	電気用品か	電気用品は、人体に危	機器から電磁波が発生して	人に危害のない電磁波にお

	技術	斯基準	ポータブル電源の主なリ	主なリスク低減策
			スクシナリオ	
条	タイトル	条文	概略	概略
三条	ら発せられ	害を及ぼすおそれのあ	おり、人体に害を与える。	さえる。
	る電磁波に	る電磁波が、外部に発		
	よる危害の	生しないように措置さ		
	防止	れているものとする。		
第十	使用方法を	電気用品は、当該電気	遠隔操作ができるようにし	遠隔操作においては、リスク
四条	考慮した安	用品に通常想定される	たが、出力に電気ストーブ	がある製品の接続を禁止す
	全設計	無監視状態での運転に	などの見えない位置から操	る。
		おいても,人体に危害	作すると危険なものを接続	(又は遠隔操作を禁止す
		を及ぼし、又は物件に	し、近くにあった可燃性物	る。)
		損傷を与えるおそれが	質が燃える。	
		ないように設計され,		
		及び必要に応じて適切		
		な表示をされているも		
		のとする。		
第十	始動, 再始	電気用品は、不意な始	注意表示を読まずに始動し	始動前に確認する注意事項
五条	動及び停止	動によって人体に危害	てしまい、想定外の動作に	は、始動時に見やすい配置と
第1項	による危害	を及ぼし、又は物件に	よって、危険が生じる。	する。
	の防止	損傷を与えるおそれが		
		ないものとする。		
第十	始動,再始	電気用品は、動作が中	危険な回転部を停止させる	非自己復帰型の保護装置は
五条	動及び停止	断し、又は停止したと	回路が故障又は誤動作によ	信頼があるとともに、不意な
第2項	による危害	きは,再始動によって	り再び回転する。	復帰ができないように操作
	の防止	人体に危害を及ぼし,		部とならないようにする。又
		又は物件に損傷を与え		はガード等をつける。
		るおそれがないものと		
		する。		
第十	始動,再始	電気用品は、不意な動	修理工場において、取り外し	修理工場用は、電源コード
五条	動及び停止	作の停止によって人体	可能なコードが不意に外れ	を取り外し不可でない限
第3項	による危害	に危害を及ぼし、又は	てしまい、接続された負荷機	り、注意表示を行う。
	の防止	物件に損傷を与えるお	器の急停止により、人体に危	
		それがないものとす	害をあたえる。	
		る。		
第十	保護協調及	電気用品は、当該電気	USB又は車両用アダプタな	USB 又は車両用アダプタな
六条	び組合せ	用品を接続する配電系	どの標準コネクタによる出	ど汎用コネクタを使用する
		統や組み合わせる他の	力に制限がなく、接続機器	場合は、出力を制限する。

技術基準			ポータブル電源の主なリ スクシナリオ	主なリスク低減策
 条	タイトル	条文	概略	
)	7 1 1 7 7	電気用品を考慮し、異	に過電圧が加わり、接続機	IMALIM
		常な電流に対する安全	器が発火する。	
		装置が確実に作動する		
		よう安全装置の作動特		
		性を設定するととも		
		 に, 安全装置が作動す		
		 るまでの間,回路が異		
		 常な電流に耐えること		
		ができるものとする。		
第十	電磁的妨害	電気用品は,電気的,	機器をOFF状態にしていた	イミュニティ試験で誤動作
七条	に対する耐	 磁気的又は電磁的妨害	が、外乱に対する耐性がな	の耐性を確認する。
	性	 により,安全機能に障	く誤動作してしまい、接続	
		害が生じることを防止	機器が急に動作することに	
		する構造であるものと	よって人がけがをする。又	
		する。	は火災にいたる。	
第十	雑音の強さ	電気用品は、通常の使	機器からノイズが発生して	エミッション試験を行う。
八条		用状態において、放送	おり、他の機器に障害を及ぼ	
		受信及び電気通信の機	す。	
		能に障害を及ぼす雑音		
		を発生するおそれがな		
		いものとする。		
第十	表示等(一	電気用品は、安全上必	銘板等の機器の定格等の表	必要な定格等は、銘板に表示
九条	般)	要な情報及び使用上の	示がなく、使用者が無理な	する。
		注意(家庭用品品質表	使い方をして思わぬリスク	
		示法(昭和三十七年法	が発生する。	
		律第百四号) によるも		
		のを除く。)を、見や		
		すい箇所に容易に消え		
		ない方法で表示される		
		ものとする。		
第二	(省略)			
十条				

このリスクシナリオを精緻化することで、ポータブル電源に対して必要な安全要求 事項が明確になるが、この作業は、例えば、試験・認証機関や NITE のような事故調 査機関のほか、ポータブル電源の設計や市場クレームの情報をもつ事業者などの知見 を得て行うことが一案となる。

また、安全規格の作成や、公知の規格に加えて適用するべき要求事項を作成するためには、リスクシナリオで抽出されたリスクの大きさを適切に見積もることと、リスク低減策の妥当性・合理性を判断するため、実証試験を行うことが肝要である。

以上